

明治四十一年五月一日
本号改正

改正

3163

達第六十五號

運用術練習艦規則左ノ通定ム

明治四十一年五月一日

海軍大臣 男爵 齋藤 實

運用術練習艦規則

- 第一條 運用術練習艦ハ練習艦中ニ就キ海軍大臣之ヲ指定ス
- 第二條 本練習艦ハ運用術ヲ教授シ且斯術ノ改良進歩ヲ圖ル所トス
- 第三條 本練習艦ニ於テハ前條ノ外航海術ノ初歩ヲ教授ス
- 第四條 海軍教育本部長ハ海軍大臣ノ認可ヲ經テ本練習艦ノ教育綱領ヲ定ムヘシ
- 第五條 練習艦長ハ教育綱領ニ依リ各教程教授其ノ他職務ニ關スル規程ヲ設ケ海軍教育本部長ノ認可ヲ經テ之ヲ實施スヘシ
- 第六條 練習艦長ハ部下職員ノ中ヲ指定シ教授ヲ掌ラシムヘシ
- 第七條 練習艦長ハ運用術及航海術ノ事ニ關シテハ努メテ海軍各部ト連絡ヲ保チ部下職

七十四

海軍

員ヲシテ絶ニス之カ調査研究ニ從事セシムヘシ

第八條 練習艦長ハ教科書其ノ他運用術航海術ノ事ニ關シ改正又ハ制定ヲ要スト認メタルトキハ案ヲ具シ海軍教育本部長ニ提出スヘシ

第九條 實地研究ノ爲本練習艦ニ乗組マシメタル下士卒ヲ練習生ト稱ス

第十條 練習生ハ海軍一等兵曹以下一等水兵以上ニシテ左ノ諸號ニ適合スル者ノ中ヨリ之ヲ選拔ス

一 身體強健視聽力完全ニシテ品行方正ナル者

二 將來運用術教員ノ職ニ充テ又ハ接針其ノ他運用術ニ關スル要務ヲ執ラシムルニ適當ナル技能學力ヲ有スト認メタル者

第十一條 練習生ニ採用スヘキ人員ハ鎮守府毎ニ區分シテ之ヲ定メ毎年十二月之ヲ告達ス

海軍教育本部長ハ前項ノ告達ニ基キ便宜數同ニ分チ採用員數及乘艦期限ヲ定メ之ヲ各

鎮守府司令長官ニ通知スヘシ

鎮守府司令長官ハ前項ノ通知ニ從ヒ艦團其ノ他各部（當該鎮守府在籍下士卒ノ勤務スルモノ其ノ所屬ノ如何ヲ問ハス以下之ニ同シ）ノ長ヲシテ海軍教育本部長ノ定ムル試験標準ニ依リ試験ヲ行ヒ第十條ニ適合スル者ヲ選拔シ其ノ人員ヲ具申セシムヘシ
鎮守府司令長官ハ前項ノ具申ニ依リ採用スヘキ員數ヲ定メ乘艦期限ト共ニ之ヲ艦團其ノ他各部ノ長ニ達示ス艦團其ノ他各部ノ長ハ更ニ選抜ヲ行ヒ採用スヘキ者ヲ決定シ所見表（別表）ヲ添ヘ之ヲ練習艦長ニ通知シ期日內ニ乘艦セシムヘシ
鎮守府司令長官ハ練習生採用ノ決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ艦團其ノ他各部ノ長ニ達スルト同時ニ練習生候補者ノ總數及採用員數ヲ練習艦長ニ通知スヘシ

第十二條 練習生及臨時講習科ヲ履修スヘキ者乘艦シタルトキハ練習艦長ハ之ヲ海軍教育本部長ニ報告スヘシ

第十三條 練習生卒業シタルトキハ之ニ運用術修業證狀ヲ授與ス
運用術修業證狀ハ卒業ノ成績ニ依リ一等等ニ分ツ
證狀ヲ授與シタル者ニハ海軍服制ノ規定ニ依リ臂章ヲ付與ス

七十五 海軍

第十四條 二等等證狀ヲ有スル者ニシテ二箇年以上ヲ經過シ實務ノ成績優等ト認ムル者ニハ所轄長ニ於テ適當ナル檢定試験ヲ行ヒ其ノ試験問題及答解書（實業ニ在リテハ其ノ作業ノ實況詳細）並所見表（別表）ヲ添ヘ練習艦長ニ一等等證狀授與ノ請求ヲ爲スヘシ
練習艦長前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ銓衡ノ上一等等證狀ヲ授與スルコトヲ得

前項ニ依リ證狀ヲ授與セラレタル者アリタルトキハ練習艦長ハ之ヲ海軍教育本部長ニ、所轄長ハ之ヲ所屬長官ニ報告スヘシ

第十五條 練習艦長ハ海軍教育本部長ノ認可ヲ受ケ練習生ヲ他ノ軍艦、海軍諸學校、工廠、港務部等ニ派遣シ修學セシムルコトヲ得

前項ニ依リ派遣セラレタル練習生ハ派遣中修業スヘキ事項ニ關シテハ當該艦長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十六條 練習生ニシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ卒業ノ見込ナキ者及怠慢又ハ品行不正等ノ爲練習生タルニ不適合ト認ムル者アルトキハ練習艦長ハ之ヲ免シ各其ノ在籍艦

守府ノ海兵團ニ復歸セシメ且之ヲ前所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ通知シ海軍教育本部
長ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ練習艦長ハ特ニ之ヲ在籍鎮守府兵事官ニ通知スヘシ

第十七條 練習生卒業シタルトキハ各其ノ前所屬ノ艦團其ノ他各部ニ復歸セシムヘシ但
シ本籍鎮守府司令長官ノ請求アラハ其ノ指定スル艦團其ノ他各部ニ轉勤セシムルコト
ヲ得

前項ニ依リ復歸セシムヘキ前所屬ノ艦團各部外國又ハ遠隔ノ地ニ在ルカ或ハ軍艦ニシ
テ所在不定ナルトキハ之ヲ在籍鎮守府海兵團ニ入ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ
之ヲ前所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ通知スヘシ

第十八條 第十六條第十七條ニ依リ艦團其ノ他各部ニ復歸セシムヘキモノニシテ事故ア
リ出發セシムルコト能ハサルトキハ最近ノ海兵團ニ入ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ之ヲ各其ノ前所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ通知スヘシ

第十九條 練習艦長ハ修業期ノ終リニ於テ必要ナル部下職員ヲ會同シ教授ノ經過成績及

七十六

海軍

進歩並練習生ニ關スル事項ヲ考查シ之ヲ運用術進歩録ニ記註スヘシ

第二十條 練習艦長ハ修業期ノ終ニ於テ練習生ノ卒業成績表ニ意見ヲ附シ試験問題ト共
ニ海軍教育本部長ニ報告スヘシ

練習生ノ成績順序ハ何人中ノ何番ナル字句ヲ用ヒ之ヲ本人ノ履歴表ニ記入スヘシ

第二十一條 練習艦長ハ前年四月一日以後其ノ年三月末日迄ノ教育報告ヲ作り意見ヲ附
シ四月末日迄ニ海軍教育本部長ニ報告スヘシ

第二十二條 練習艦長ハ翌會計年度中ニ於ケル練習生ノ出入期日ヲ豫定シ毎年一月末日
迄ニ海軍教育本部長ニ報告スヘシ

第二十三條 證狀ヲ有スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄長ハ其ノ證狀ヲ
褫奪ス但シ第一號第二號ニ該當スルトキハ所屬長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 怠慢ニシテ實務ノ成績不良ナル者

二 品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

所轄長前項ニ依リ概狀ヲ稟奪シタルトキハ之ヲ練習艦長ニ通知シ練習艦長ハ之ヲ海軍
教育本部長ニ報告スヘシ

第二十四條 練習艦長ハ海軍各學校ノ學生練習生ニシテ本艦ニ於テ修學スル者アルトキ
ハ其ノ修學ヲ終リタル後成績ヲ各其ノ所屬學校長ニ通知スヘシ

第二十五條 練習艦ニ臨時講習科ヲ設ケ海軍兵曹長、上等兵曹、上等信號兵曹ニ所要ノ講
習ヲ爲サシムルコトアルヘシ

海軍教育本部長臨時講習科ヲ設クルノ必要ヲ認メタルトキハ講習員ノ範圍其ノ科目及
期限ヲ定メ海軍大臣ニ具申スヘシ

講習員ノ召集ハ海軍大臣之ヲ告達ス

練習艦長ハ講習終リタルトキハ之ヲ海軍教育本部長ニ報告スヘシ

第二十六條 練習艦長ハ練習生ノ異動ニ關スルコト及第十二條第十六條ニ依リ海軍教育
本部長ニ報告スヘキ事項ハ同時ニ之ヲ所屬長官ニ報告スヘシ

第二十七條 練習生ノ修業期ヲ六箇月トス但シ時宜ニ依リ多少伸縮セシムルコトアルヘ

(別表)

運用術練習生候補者艦所見表

練習生トナスヘキ者カ又ハ二等證狀ヨリ一等證狀ニ進ムヘキ者ナルカラ此所ニ記スヘシ

海軍武官考課表規則ニ準シ記入スヘシ

見所長轄所	(長副水)(長術砲)(長艦海艦)見所	年 月 日	分隊長(艦長)	官 氏 名	品 行	性 質	舉 動	勤 怠	技 能	砲 銃 射 撃	注 意	業 務	評 照	理 解 力	學 力	本人選抜當時ノ配置	服役年數	善行章行狀	證狀等級及授與年月日	身 體	
																					觀聽力ノ程度ヲモ併記シ身體検査ヲ爲シタル軍醫官ノ捺印ヲ要ス
年月日	年月日	年月日	分隊長(艦長)	官 氏 名													現役満期ノ年月日ヲ記ス				
官 氏 名	官 氏 名	官 氏 名	官 氏 名	官 氏 名																	

達第六十六號

海軍服裝規則中左ノ通改正ス

明治四十一年五月一日

海軍大臣 男 爵 齋 藤

實

第九條ノ二 夏期航海中又ハ出征地ニ於ケル海軍軍人ハ制外ノ麥藁帽及茶褐色ノ夏服ヲ着用スルニトヲ得

七十八

海軍

3168

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第六十七號

關東州派遣職工給與規則中左ノ通改正ス

明治四十一年五月五日

海軍大臣 男爵齋藤 實

第四條ノ二 關東州ニ派遣セラルル職工ニハ特別手当トシテ日額三十錢ヲ支給ス

前項ノ手当ハ服業地ニ到着ノ日ヨリ内地工廠ニ轉徙、解僱又ハ死亡ノ日迄之ヲ支給ス
但シ糧食又ハ旅費ヲ給與スル場合並兵役、被告事件其ノ他私事ニ因リ服業地ヲ離ルル
場合ニ於テハ其ノ翌日ヨリ糧食若ハ旅費ノ給與停止ノ前日又ハ服業地ニ歸着ノ前日迄
手当ヲ支給セス

第五條第三項中「關東州」ヲ削ル

七十九

海軍

3169

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第六十八號

舞鶴鎮守府在籍

軍 艦 摩 耶

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

明治四十一年五月十六日

海軍大臣 男爵 齋藤 實

達第六十九號

艦艇類別等級別表中軍艦ノ欄内「摩耶」ヲ削ル

明治四十一年五月十六日

海軍大臣 男爵 齋藤 實

八十

海 軍

3170

大正五年令
 第一號ニシテ
 廢止

達第七十號

艦艇機關取扱教範別冊ノ通改正ス 海 明治三十九年達第百十三号

但シ別冊ハ海軍教育本部ヲシテ所要ノ向ヘ配附之シム

明治四十一年五月二十八日 海軍大臣 男爵齋藤 實

達第七十一號

明治三十三年達第百六十五號及明治三十七年達第八十六號ヲ廢ス 海

明治四十一年五月二十八日 海軍大臣 男爵齋藤 實

達第七十一號參照

明治三十三年達第百六十五號ハ「メンビーン」式汽機取扱法假ニ別冊ノ通定ムル件及明治三十七年達第八十六號ハ「ニコロース」水管機取扱法別冊ノ通定ムル件ナリ

八十一
 海軍